

農産物代金・新規資金限定*1

預入期間 1年

1.00%

預入募集総額は10億円とします。

税引き後 年0.79685%

※1 新たにお預入れいただくご資金に限らせていただきます。

預入方式

□証書式・通帳式をお選びいただけます。

預入限度額

- □20万円以上1,000万円以内の新規資金でのお預入れとします。
- □預入募集金額が上限に到達した場合には取扱いを終了させていただきます。
- □取扱い期間中であっても、金利情勢の変化等により、予告なく適用金利の変更や取扱いを中止 する場合がございます。
- ※適用金利は初回の満期日までとなります。満期日以降は店頭金利にて自動継続になります。
- ※原則として期限前解約はできません。

やむを得ず期限前解約される場合は、解約時における普通貯金の利率を適用します。



JAなす南

よす南 □馬頭支

i支店 02

0287-88-7121 0287-92-2711 0287-96-6160 □烏山支店 0287-83-2111

□小川支店 0287-96-2131



ウィンターキャンペーン2025商品概要説明書

| 1. 名 称 | | ・JAなす南ウィンターキャンペーン2025 |
|----------------------------|---------|--|
| 2. ご利用いただける方 | | ・個人 |
| 3. 預入期間 | | ・1年(自動継続) |
| 4. 預入方法 | (1)預入方法 | ・一括預入 |
| | (2)預入金額 | ・20万円以上1,000万円以内 |
| | (3)預入単位 | ・ 1 円単位 |
| | (4)預入方式 | ・証書式・通帳式 |
| 5. 利息 | (1)適用金利 | • 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動 継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 |
| | (2)利払頻度 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| | (3)計算方法 | ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 |
| | (4) 税 金 | ・利子所得の金額に一律20.315%(所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%)の 源泉分離課税となります。 ※ 2037年12月31日までの適用となります。 |
| 6. 新規資金の定義 | | ・農産物・ボーナス・他行からの取込み・キャンペーン期間内の振込・現金受入等。 |
| 7. 対象とならない資金 | | (1) 当JAにお預入れされている各種貯金の満期金および中途解約した資金。 (2) 当JAから一旦出金し再度申し込みいただいた資金につきましても対象となりません。 |
| 8.付加できる特約事項 | | ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 |
| 9. 中途解約時の取扱 | | ・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、預入期間に係わらず、解約日における普通貯金利率を適用します。 |
| 10. 貯金保険制度(公的制度) | | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の 2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元 本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | | (苦情処理措置) ・本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または本店リスク管理室(電話:0287-96-6177)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。(紛争解決措置) ・外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、埼玉弁護士会を利用できます。(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) |
| 12. その他参考となる事項 | | ・この定期貯金はATMでのお取り扱いはできません。 |